

令和6年矢板市議会定例会

第399回定例会議

追加議案書

令和6年12月

矢板市

令和6年矢板市議会定例会第399回定例会議提出議案

- 追加議案第1号 令和6年度矢板市一般会計補正予算（第8号）・・・P 1
- 追加議案第2号 令和6年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第3号）・・・P 1
- 追加議案第3号 令和6年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算・・・P 1
(第4号)
- 追加議案第4号 令和6年度矢板市水道事業会計補正予算（第2号）・・・P 1
- 追加議案第5号 令和6年度矢板市下水道事業会計補正予算（第2号）・・・P 1
- 追加議案第6号 矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例・・・P 2
の一部改正について
- 追加議案第7号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正につ・・・P 5
いて
- 追加議案第8号 矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員・・・P 8
の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

追加議案第 1 号 令和 6 年度矢板市一般会計補正予算（第 8 号）

追加議案第 2 号 令和 6 年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

追加議案第 3 号 令和 6 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

追加議案第 4 号 令和 6 年度矢板市水道事業会計補正予算（第 2 号）

追加議案第 5 号 令和 6 年度矢板市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（以上別冊）

追加議案第6号

矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に
ついて

矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、
別紙のように定める。

令和6年12月12日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市条例第 号

矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例

矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和56年矢板市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第7条 略 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第7条 略 2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の170</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

(1)～(4) 略

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

追加議案第7号

矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和6年12月12日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市条例第 号

矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

矢板市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和43年矢板市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない割合を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の矢板市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年1月2月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

追加議案第 8 号

矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日提出

矢板市長 森 島 武 芳

矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 矢板市職員の給与に関する条例（昭和30年矢板市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（市規則で定めるものを除く。第20条第2項各号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とす</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の122.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（市規則で定めるものを除く。第20条第2項各号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の102.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とす</p>

る。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第20条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又

る。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第20条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又

<p>は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の107.5</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の127.5</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の61.25</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の102.5</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の122.5</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の58.75</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
--	--

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700

7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000

	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
定年	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
前再	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
任用	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
短時								

間勤 務職員 以外の 職員	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400
	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600
	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
	73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
	74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
	75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
	76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
	77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
	78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
	79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
	80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
	81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
	82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		

91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200
94		299,400	347,400		
95		299,700	347,800		
96		300,100	348,200		
97		300,300	348,400		
98		300,600	348,800		
99		301,000	349,200		
100		301,400	349,500		
101		301,600	349,800		
102		301,900	350,200		
103		302,200	350,600		
104		302,500	351,000		
105		302,700	351,500		
106		303,000	351,900		
107		303,300	352,300		
108		303,600	352,700		
109		303,800	353,200		
110		304,200	353,600		
111		304,600	353,900		
112		304,900	354,200		
113		305,100	354,700		
114		305,300			
115		305,600			
116		306,000			
117		306,200			
118		306,400			

	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年矢板市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第10条 略	第10条 略
2 特定任期付職員に対する給与条例第18条第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第18条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採	2 特定任期付職員に対する給与条例第18条第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第18条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採

用及び給与の特例に関する条例（平成17年矢板市条例第5号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第19条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

用及び給与の特例に関する条例（平成17年矢板市条例第5号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000

別表第2（第9条関係）

任期付職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	円	円	円	円	円
	201,000	234,400	255,400	275,300	293,400

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の矢板市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定（次号に掲げる規定を除く。）及び第2条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定（同号に掲げる規定を除く。） 令和6年4月1日

(2) 改正後の給与条例第19条第2項及び第3項並びに第20条第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第10条第2項の規定 令和6年12月1日
(特定任期付職員に係る最高の号給を超える給料月額の内払)

第2条 令和6年4月1日（以下この条において「切替日」という。）の前日において一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、改正後の任期付職員条例別表第1の給料表に定める号給の給料月額との権衡を考慮して市規則で定める。

(給与の内払)

第3条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の矢板市職員の給与に関する条例又は第2条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。